

100条委員会の調査報告

政務活動費の不明瞭な入出金等に係る調査特別委員会(通称：100条委員会)

設置目的…令和4年10月7日の議会運営委員会において報告された大阪維新の会・吹田の政務活動費の不明瞭な入出金等に係る事項の調査



調査報告書

特別委員会の調査結果について委員長が本会議で報告を行いました。その内容の一部をお伝えします。

なお、100条委員会は、当事者の松尾元議員本人が出頭せず、証言を得られなかったため、完全な真相究明は図れませんでした。関係者の証言や記録の提出などから、以下のとおり結論づけました。(調査報告書の全文は、市議会ホームページに掲載しています。)

また、本委員会は調査を終え、令和5年2月20日の本会議で廃止しました。

調査で判明した事項に対する結論(一部抜粋)

1 キャッシュカードが酷似していたとの説明

政務活動費専用口座のりそな銀行キャッシュカードが、自身の同銀行の同カードと酷似し間違ったとする松尾元議員の弁明は、そもそも自身の同銀行の口座は自動引き落としのみに使用し、同カードは一切使われていないので、取り違えて使用したとはおよそ考えられないこと、また、自身の議員報酬振り込み先として登録していた三井住友銀行の口座の同カードは銀色であり、政務活動費専用口座の同カードが緑色でデザインも全く異なることから、到底信用できない。よって、令和4年度における政務活動費専用口座からの4回にわたる出金は、個人的な用件で何か必要があつて出金したものと推察できる。

2 令和2年(2020年)度の不明瞭な入出金

この年度については、大阪維新の会・吹田は会派として政務活動費を使わないと決めていたが、7件のカードによる出金および同額の入金があつた。これら7件のうち、4件について、会派の議員も分からない使途不明の出金があつたことは、やはり、同元議員自身の個人的な用件で何か必要があつて出金したものと推察できる。

3 令和3年(2021年)度の不明瞭な入出金

同元議員自身が不明と主張する3回の入出金についても、会派の他の議員が出金依頼したという証言はなく、個人的な用件で出金したにもかかわらず、隠蔽するために不明などと主張していると言わざるを得ない。

4 不明瞭な入出金の規則性

政務活動費の専用口座の不明瞭な入出金の日については、毎月20日(土日、祝日に当たる場合は、その前の平日)に支払われる議員報酬の支払い日を基点に、その前に出金し、その後と同額を入金することを繰り返しており、規則性が認められる。

5 不明瞭な入出金の一因として想定される事項

当時、同元議員が入居していた集合住宅の賃貸人である独立行政法人都市再生機構から提出された記録により、同元議員は、入居時および令和3年11月に支払った家賃等以外、毎月の家賃および共益費を滞納し、延滞利息を支払うという状態であつたこと、最終的に未納家賃を残したまま退去した事実が判明している。このことから、同元議員は生活費などに困窮していたのではないかと推察され、これが、会派の政務活動費を私的に流用することにつながつたのではないかと考えても、あながち不合理ではない。

6 議員辞職に至った理由

大阪維新の会・吹田から提出された記録によると、令和4年9月8日に同元議員から同議員団に対して「一身上の都合で議員辞職するから、一切のことは黙っていてほしいという申し出があつた」とあることから、不明瞭な入出金について自らの議員辞職をもって幕引きを行い、詳細な公表をしないつもりだつたのではないかとと思われる。

7 調査の結論に基づく今後の対応など

- (1)大阪維新の会・吹田による同元議員の告訴
- (2)大阪維新の会・吹田における再発防止策の検討と公表
- (3)各会派における政務活動費の出金手続きの再点検および再発防止策
- (4)議会の調査権限の軽視を防ぐための告発

※同元議員の不出頭等に対して、告発する議案も賛成多数で可決しました。告発書の抜粋は16面に掲載しています。